

# 一般社団法人日本スポーツ歯科医学会認定医認定試験実施要綱（2017.1.10改定）

## 1. 実施趣旨

一般社団法人日本スポーツ歯科医学会（以下、本会）は、認定医制度規則および施行細則に基づいて、スポーツ歯学に関する専門知識と経験を有する歯科医師を養成するとともに、スポーツ歯科医学の発展と向上を図り、スポーツを愛好する国民の口腔保健と安全に貢献することを目的として、認定医制度を施行する。この認定医制度の施行に係る認定試験については、本実施要綱に従って、認定委員会が実施するものとする。

## 2. 受験資格

認定医申請書類一式に基づいて行われる資格審査に合格した者に対して、認定試験の受験資格を与える。

## 3. 受験案内および受験票の交付

認定委員会は、資格審査合格者に対して、資格審査合格通知とともに、認定試験の日時、会場、内容等の必要事項を記載した受験案内と受験票を交付する。

## 4. 試験内容

スポーツ歯科医学に関する口述あるいは筆記試験を実施する。口述試験は質疑応答を含む症例発表形式とし、筆記試験は多肢選択式および正誤方式とする。なお、口述試験を主たる認定試験とし、筆記試験を従とする。

## 5. 実施時期

口述試験は学術大会の開催期間に合わせて実施する。筆記試験は必要に応じて行うものとする。

## 6. 合否判定

口述、筆記、いずれかの試験に合格することで、認定試験に合格と判定する。

## 7. 結果発表

認定委員会は認定試験実施後、速やかに合否判定を行い、理事会の承認を経て、受験者に合否結果を通知するものとする。

## 8. 要綱の変更

本要綱の変更は、認定委員会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

### （付）口述試験について

#### 1. 試験形式

- 1) 質疑応答を含む症例発表形式とする。
- 2) 試験時間は20分（発表10分、質疑応答10分）を目安とする。

#### 2. 試験内容および評価

- 1) 試験症例の内容の適否については事前審査を行う。
- 2) 抄録、発表内容および質疑応答のそれぞれの項目につき、評点評価を行う。
- 3) 質疑応答では、試験症例に関する質問の他、スポーツ歯科医学の知識の有無に関する質問を課す。
- 4) 評価は認定委員会委員が担当する。
- 5) 各評価者の評点を平均して、所定の点数を超えた場合に合格とする。

#### 3. 発表

- 1) スポーツ歯科医学に関連した症例であること。
- 2) 未発表の症例であること。
- 3) 申請者本人が扱った症例であること。
- 4) 抄録は所定様式にて準備すること。
  - (1) 題名は症例の特徴が簡潔に表現されていること。
  - (2) 科学的かつ論理的に記述すること。
  - (3) 文法上の誤り、また誤字、脱字がないこと。

5) 原則, 以下の資料が含まれていること。

- (1) 写真 (顔面, 口腔内, 治療装置, マウスガード, 材料, 器具, など)
- (2) 研究用模型 (平行, 平均値, など)
- (3) エックス線写真 (パノラマ, デンタル, など)
- (4) その他 (各種検査データ, など)

(付) 筆記試験について

#### 1. 試験形式

- 1) 多肢選択式および正誤式とする。
- 2) 試験時間は60分とする。
- 3) 解答用紙はマークカードとする。
- 4) 試験問題は回収する。

#### 2. 試験内容および評価

- 1) スポーツ歯科医学に関する知識の有無を評価する。
- 2) 出題範囲は本会監修「スポーツ歯科臨床マニュアル」に準拠する。
- 3) 所定の正解率を超えた場合に合格とする。

#### 3. 試験問題

- 1) 試験問題の作成および構成は認定委員会が管轄する。
- 2) 試験問題はプール制とする。